紛々録

明治卅三年一月

文明龍渓支那学生
振天府新報之記
三井の家憲
外山の夫

淡島椿岳代筆士の話
三仁巷ちゝの通俗
上田の俳徒
大沢伯の物語

巻五

特別
イ4
1919
41

176347

7 38- 8869

初参直なる人々に於き信者と評して生ずるめてに芸まし
坊也

○一月廿七日 御陰にて従り長男川御出向ちて
会寺読経之里外屈據度の事ら大ふ長男所紀
行済もい 後日来る事 御出行く途中 御注拡
方大阪の直 松方春日町を流寺中ゟ会寺より七條
停車場へ着事也 車番 據度来るなゝ生寺
同じ事も據中春日町 悪しく殺人と云ふ金を
掠して逃亡 此人 微患あるを読ふ云ふを掠せしとも
目あて夜 其の御出向長男を取るに若日町
の云ふのめくさす 長男所も文ふ 兴 至の名ずり

まくなす據読經して長男の所に一泊して明き
衛出向 甲長男を初ら めうとも事でく 喫茶して
去る
○此日朝飯之時 中の御留 研アられ 長男據春日
之会寺長男宅ゟの同宅にてハらる 長男宅御迎
の據何られ 久間を会しむ後ドコへ行て来たと問
ふ気勝られ 友田もん行ねの御談ゟ来らず 所ゑ
の道と親く云ふに 御談ゟ何用あるかと問ふ
ハ據の仕事に 御談を云ふ一旦仔書所 封ら 千
天を写せしも 家ひら 子遊とゟゟ 村の衣をも
年々千天の事を顕ハ二十五年目に上ん、私も今 此の事

是で千天の製する所の割合に出来るは山出すべき大いに之に比し
継続せしめ得べきを保證し難しめ学者も當国大いに国
し又、我が千天の如き食品を補ふるに足る宮室に宮
助を得るにあらず印つて廣く之を知らしむる君主の務
法の事は支那中にて甚だ行はれて之を知る者あるを
と需千天は能く得るべきを示せは甚だ必要なり　千
天は支那の五穀菜の一つとして彼れの膳に欠くべからざるの
ものなり也又千天は支那人の所好の珍味たる
燕巣の代用をなす、燕巣は高価なる佳饌の
ものなれは多く人は千天を以て之に代ゆるもの
甚だ需要の増加する所以なりと信じて益々此事

千天の味を淡泊にして甘からず佳味となる所以二種を調
理せしめて食ひ難し。しかし其の味の如きは殆んど
甚だ知られずして全く同じく支那の料理にて千天
を知らざるや甚だ多し。多く製法を知らざるの事
支那人多くは国に於て製法の高きを忌み知らざる
法を印刷したるものを示すにあらずんば輸出も危し
丁寧に之を陳述して以て支那人に
知らさる也と信ず。石油車の如き多く合する
方形の箱形なる缶を製し箱形
とし油液の動揺を減ぜんため固形なるは自由に
動揺を減ずる所のものを全くなしと於て

用ゆる若し中ちて油源を鐵道の通行よりも動揺
のかゝる時ハ甚しく立のぼる大気を誘ひ入るの分
ちりて油源母量を長く縮め変化する事実あり
又は暗き夕ハ抜取りに苦心中なるは油源の事務く
石油を瓶罐等の焚料となすことあるは油
石油を釜に採る業はのんきなることに石炭の如く
する能はず近くに之を焚き石油の減ずる事を防ぐ
動揺は全く無し之に於て是を以て蓋を油源の
上に浮かしめ油の減ずると共に蓋も自然と下るの
装置を為したり此を名けて尚工夫を改めて又錠を
掛て油源を全く密閉したる筒を掛たる也

多く油お湧すことなきにあらざれども又も常に
をあつむることを専ら周旋すれども又抜油の全を
要するものなりと
○新潟県長野県等の沿海の赤穂寄集めて是より
此の油脈は越後の中にて最も加治川沿岸
一帯の地質中にても全く相似たる事ありと云へる
所なるが此ハ原油を集めて万一其の出来
しき油脈の事情を要にもして大略を記して後
云ふ
新潟より川を上りて河の名称を呼び分けるの法あり
河沿ひ一二を除くの外は多くは露頭なれば

河となりしところは必ず一旦河となりしものゆゑ堤防を築くべき
あれども堤防なし若し洪水氾濫するとき
は幅一里に沿ふ水、到底堤防築きて防ぐべきにあらず
ず又堤を築き堤防を築くもならぬにして支ふ
候ハせるべし主張織る発達しける其地の鉄
組織を築することさへも難きなり勿論鉄道
すらは破らるる或はもあるべし嗚呼一朝
其の備へなきに於ては人力の如何ともこれを如何ともしがたき
ものなればその所ある数日若くは数十日の行旅絶す
ことなれば其言ふを待たず右の如き有様は
橋梁すらも流るるものは尤も少なし嗚呼是又これは

二三の河に架せしあるも[illegible]に架しあるのみ
さすれば[illegible]は日々の用ある路にして田園に
なる大切の橋なれば主張を持ても國課民
命の繋がる處なるとして特に之れを保護する支
那政府の役に於て修繕する自治に
したるも
主張の人其の或人と論ずるに從来たる可からざる
決して主利にあらざる事を聞く、從來と於ても
徴らすの必要を行ひたる事なるもありしに從
來も激く不可なるを唱へたる其人の意見を
を精しくこれを時は

舌剣を使ひ以て明対して各位の然ひ節を守れば
官吏の本ろの意見に依り暗に答ぬと故に
役人と思ふれ、又国の為と彼等の節を守
らせられる紙中救死を得ると思ひ出られ
従来の来り官話中もまたも高き官に於
辱をなすもの也

支那の土匪と内地人の関係ある如き性質人の子
あらぬ所以は純然たる強盗にて同じく犯罪の交
掠奪あるなり又動る衆を擁して強盗紀する強盗
にあらざれば尊様を為す能はず何んとなれば官
吏の家族は拾ふもの其の者犯罪の

衛る望国のことなり次に若き者の如きは官兵の
城郭を出で壮丁なる武器を以て衛する土匪の
起るものなり是れは官吏の権力にて盗賊を絶へ
てあるなり又独り是れ官吏の家族を一様開する
熱心に努むる内地人の関心を知れるべし
彼らに当るべくして決して之れを黄金に所有せしむ
る文尊様を防ぐの為也

支那政府は能く之を官吏と契約税なる一種の
税額があるもの之れは土地売買の協定の際の
割合を以て政府に生ずる税額ありしがそれ政府
納むるものを除めて小額の多くは役人の實

義く芸術を云て配布するのである
文盲者にポカポンとことばうたいつゝ人を
面白がらせるものである。これは金龍文明
決して用ひられたものなれども
とはうたひ歌後の清文明へ輸入せられ
世文明にポカポンと不読本と云く居
歌後の日本の国民あを揺籠の歌
のうたをうたふ文明人も不読本と云
始めたり北海道にも伝へられ
り

土崩瓦解とは事の内更に

の京都にも地方にも土崩の
始を立て居る所あるも文盲
土人の上流社会の家庭は粉泥を以て塗り泥
めたるうち一両海の中は土ばうくと崩壊
して文盲の一の方法
林紙業にも文盲二番目の高等
資産は二番目の
ゴ拙、文盲者をうたふことの多、文盲
の為て百人能の者と為
しるもの此者も
於ら二百人計り文盲

は一向拘泥の故なるべし
清国政府を西洋諸国の
の事を牡鹿田を
器度に数番こせ
つしの也
乃木少尉の伝聞
まるべし
こうもうし
て当番の
伝聞のもの
を知る人
[illegible]

[illegible]
と知り（清国）こんを
ゆうえん又彼方を
とうふ
○龍江政片　[illegible]
[illegible]
而して各国の割地典
三八郎[illegible]
元来支那の政治組織
は府務の
物多の
[illegible]

八百と雖ども地方に事あるは徳川氏の政治に
ふ中央に少しこえ恰も人体の如き関係あり行屑
なる上を云へば所謂政治を正しくするの政
治なり人民相和するを以て支那に於ても決して外
国と戦を交ふ事無し然るに支那の行政
の大なる欠点は一を支那の行政
政の主眼とし内乱を防遏するに専ら行政
組織に於ては内乱を防ぐの為めにして
府縣の制度を定めるも之れ則ち是なり
防きゆる方法さへ備はるも内乱を
生ずるに今政治組織を一統の為めに備ふる為

官吏を設へ之れを統べ一方に於ては人民を
慰撫するを務めとし外国に対する
ものとす

於是支那政府は唯一の政府にして人民の不平を無視さるる
事をつとめとする所にて人民の不平を知るは税を課
するに当りて之れあるのみ故に政府は祖宗の法を
守りて徒に税を課するを以て支那に於ては
唯一の事業なるべし設令ば兵隊を募集し
国費の不足を補ふも新税を課せざる可からず
の民選郡県政府は所謂一義一の税を課せんとす
ればなほ人民の反抗に会するに至る

事務をとり、諸般を行ふこと一国の政を統つ大動機なり故
諸税を行ふこと
也
支那四方の異人を大清合異なるあるを也一国
七拾余年の行政者も此の事を出づるの
国費税をも出さるもの也なり故の
政府と称の考国のあるは云ふも出す也唯倫の
擬也者のみを以て
富国の支那四方の形を国家一致を統
治するあり国家のあるあ
るの事也
えん陽年五百年支那人を四
割譲されても倫敦条約の如く自
税の降ることえん後なのもも品の且此さ所
也
銭徳は支那に於て変乱を為記すの大動機也一旦
銭徳の沿革は陽の如く也銭徳の廃止
り支那の行政をもあんとをもあべうす而
して倫のあき徳を生ずるを少わく
一方の風をなれば銭徳に陽し人心一なく乱
すやはをそんを知ず乱に陥ても
をのさの陽も支那政体の歴史に徴すると
大なる変乱の動機いまつ銭徳のとなる

るこの一度の苦策の試も殆ん所の銭能の後
愛敬を得ざるの理なりとも又殆ん銭能は支那
の第二の基礎なる数くさを得ず
第三に耶蘇教の（外国人）つらく支那に於ける各国立
教国（自国をもしるあるこの特権を恐れ怪しも砲撃を
加へたるなり）の特権を見て怪しも砲撃を
の結方目標のあるも、支那はのうらも怪しも
第まつりたるのあるこの外国とも隔を絶き絶
す絶のなる結果を生ずるの強盗を強盗を
なるなる仮きなる支那の立場の如しと雖ども
此民、必ず我強盗強盗をみるんなるものは邪教

あるこの立場の下の立ち立場の下に
りも隔るこの立場也一例を挙げば隔る今番ふ
ども誠に立場の立場の立場偏し立場の隔
立場を立ることを知ることは支那を特殊なる
なるなるこの我国は支那人の性
者のなるる配せるこの奇法なるも、彼る次
第なる国政府作為の国民なる法
あるこを知ることなるこの作る支那
ふ立場をみるの為其立場を特殊なる元又未来の
大事の立場の為し云ふ

○宗国策の苦心なるこの支那の国交を北清

に在りとし是れ錦山先生も常に唱へられしより支那人
之説を是とし地歴を蔑視する傾ありて亦
人々も其智識を狭くして井中の蛙の譬也 亦
の如く唐土を尊しとなし洋学を謗するものあるなり杉亭
康国の誌しを読み更に史等を読了し未だ西洋人は
若干の諸国を併せ地中の事智識を深く得る
大なりとなしめこれを以て誇らすと欺るを得
り世に訛謬ある支那人を蔑む訛謬偏見地底[illegible]
其智識を増すことなり而して其時読書の才
之間にして学は懐かしめてむしく無之へと申せ
実際は否かくし多々しと思ふ也

杉亭の既にして四書五経の年に支那を露国に
輸出するその字宗部に鍼而して露国人に左
経書の意味を解することと支那人を優れりと
これ露の校を為したるをなすとそのなしん
論語を聞きて思ふ支那の文法となし大切するもの
は理化の学をなさしむ之れを支那と尊ぶ
やまや学者論語を学びて思ふ支那四人の学問の
用には考試及第を有り試験課目中理化
学を加へ作るものあるは支那国中一人あるをも
此学に配えん能なる由ものを悪しく評論
の傾ありしん論語を学び支那に於て何人も執

十三日は方角よろしからずとて行こんを延しのまゝ
立出ようとすれども方角
違ひ明ら金をひんとしたること前捷に
依て行こんはなし
志天竺国へ日ならず行て支那と言国の
内に志天竺の一統の大将軍の名を忠人の
内に敵いしかたきもの敵の数の多くして
数を討滅ぼす支那ゝも敗走
此ゝを終りの内に敵所の間を
ゝを国中平定と
○或人云行方心を定ゝ事なわ

[illegible]

○大石内蔵十郎殿外交上と仙台藩を[illegible]大石
此方の[illegible]能[illegible]力を[illegible]藩[illegible]人[illegible]
[illegible]ますと[illegible]ますこと自[illegible]重の力を[illegible]藩[illegible]
[illegible]ますの他所[illegible]自[illegible]重の力を[illegible]用[illegible]之[illegible]

外交を用ゐる能はずして抑も人の力を藩[illegible]
[illegible]人の力を藩[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○二人共無[illegible]と[illegible]美人の捨てゝ七十の老婆
だ北の[illegible]島の安[illegible]
で伊[illegible]
一[illegible]
[illegible]北の[illegible]力[illegible]

○光琳と宗達の書体は何れも生平画がけるものよりは上手
らまん光琳は人の教をうけずしてみづからなり蘭抜けて見
へたりまるで光琳は見て可笑しく見ゆると獅
子舞をまねし画家の舞を下りて見たる形で
あるよ。
○雪和改号 湖東庵後堂の上遊業中に多く集まりし
よりて文印右衛門(揮山)と改号し其の後を平七序
ら氏をぬすめらく遠世辞書の反覆論理を著す
すゝめ世のうらちも文印部田ヶ埼翠あまと云ふ事
記しれ埼翠なしと云ふ余も之を翻し験論
をすゝめ学翻の研究を喜ぶを自由にあらず

志旦湖東庵の後妻は夏蓋すうめ印字之即ち埼
翠ありし一派ある文印は埼翠ありて清々名下の泥底
ならず文字揮山ナ人これを知らずとありてもぬけみ
遠潤接ます現にそこに居る奥田渋谷の如き
漢学の素養を有したる埼翠の如き女に撃肘
を受けて始て国雅を破りしつゝある此の諸子の気あ
は之を文に加ぶゆる所謂儀府主義なる者の如き
じやく〳〵と呼ぶ人のある所の者に奥田を評しての
く奥田氏の心の底を知るの外には奥田は大
にやく〳〵と云ふなりんと満堂笑ふ 謙之又諸君は
ぬ氏説しれ且つ甲は奥田氏の心底を知るは只

やくと呼ぶのうんとうあやまりあるとして又あるを
ジロリ沒を顧みるとなり笑ふべし
○友人山田貴文曰く為人性本元美氏老頭大彩うして
彩うて夫神を放つ孟子みな元寶之謂美元寶而有光
輝之謂大とあるを思へばなり覺ます嘆賞すべし西卿氏
光輝潤脫面のおくゆかしのあり新しみの化多ともつて
繪巧の手柄一ならず驚ろかるべし中庸の後答中道
聖人の也とあるし十字仰の義を北聖人の道通
まるとあるを以て為の為代や為の為代や為
○松浦氏又曰く北斗七星三星
紙波為の書手法く屏風十二枚を貼らるべし為

の手法を新片と長き家と為の為代や為
書法を為の道美他波為の筆を以て賦の為
生前日月潤亦の筆を生為自ら屏風
し家義とたんを金うの風を和らの為代や為
れとうを由筆為相徒為の河紙筆を軸
ますを家賞とまるを也
○ちを方屏風卵を為紙を為を為代ちを
相徒を一月の為濃字ある西洋料理の器ある為を
時ちの方化四圖を用の電燈玻璃陽化
四脚一天品之中一四季の花を賞ちを四思為
為夕列之地の方中一逆流を以て逆也仙人と云

なくて真の審美あるへからさる也

○保に接用ある造庭と関係なきのことを論する者造庭

く関係固有ある就る先後あること此大本なるに八す

而して之を不知なるは何ぞや目に見る固有関係を論

耳ニ聴く関係固有ぬ論と研究するにあらす

み

○泰西にて夏薩（仏ニ亭）と称する都府ニて自然の景を

説く之を述て此れも造庭美術を説くものなし

と申して造庭なる者を挿み国ニ園治を庭作のみ

也庭とは一つの造庭と云ふ語の由縁なるものの

道のぬく樹木を植て花を排列するぬきに意味なく

もなきなるべからさる推古の朝にあり三韓より帰化の人

庭に樹を入れ須弥山を擬し池を堀り橋を架する

事始まりしにて居する家の前の名園に籬

態を存することあり也と聞て一寸あるべきまことと

茶道ハ千年以上の其家を経て樹木花卉の如くなる

もあるべき花なり土壌の四五丈ばかりの庭を見付ける

花池をなせん者たり夫の書閑鑑賞の如くに聯る

小細工にて造る思あるにぬきあること聞く先を和田も因緑

文も偏重せられる造りてものにあるあと云ふ

○フエ子ロンのテレアーリは佛國のたれの著書に

なる文書の序の旧記を断る議論を集めしめと

[illegible]

○拝天府拝謁　南陸軍の新[illegible]拝大方面
[illegible]

振天府拝謁御申望之旨孫ヲ御申出あり候ハ付
其人名書ヲ異ニ其節へ頼出候處本日右御許
可ノ御沙汰有之候就テハ貴下ハ来ル十八日午前九時
拝謁被差許コトニ相成候當日御不参有之候テハ
不都合ノ次第ニ付間仍ホ明後十七日午前十時迄ニ
當日拝謁者確定人名書ヲ待経武官長ヘ差出ス
都合ニ有之候ニ付明後日(十七日)午前九時マテニ必ス
拝謁ノ有無共ニ庶務課ヘ御申出あり度右御通知
旁御貴意候也

明治三十三年二月十五日　林田亮議院書記官長

遅テ拝謁ノ有無御申出ノ事ハ最モ至急ヲ要シ候
ニ付差シ郵便ヲ遅着ノ虞有之候ハヽ特使ヲ以テ
御申出ハ成シ仍ホ時刻マテニ御申出ニ至ル節ハ拝謁
御見合ハ為ス為ス御取計置ニ付此旨為念申取置
候

拝観者心得

一 拝観者ハ必ス当日午前八時四十五分マテニ宮内省ヘ出頭、名刺差出ノコト

一 服装ハ「フロックコート」、高帽（「シルックハット」）ノコト

一 其他ノ心得ハ宮中参内ノ場合ト同様ノコト

されば我の東都党よりし我すこし議会を
議会を無くしたる既出せしここに政の書状と統
為議会の役と議会の弊議会を急す事所以
ととなるべし

観兵式拝観之儀貴下ハ明十八日ニ確定シ既ニ人名書ヲ其筋ヘ進達致候ニ付若シ当日病気等ニ依リ拝観不都合ノ向ハ必ス其旨ヲ出頭時刻前（午前八時四十分前）ニ岡沢侍従武官長ヘ宛御断書御差出相成度為念申進候也

二月十七日　林田衆議院書記官長

追テ貴衆二院ニ送付セシ心得書中ニ宮内省ヘ出頭ノ儀ハ衆議院御車寄ニ参着ノコトニ変更相成候拝観者心得ハ明十八日発刊ノ公報第五十四号附録ニ就キ御承知相成度候

○拝観ノ儀ハ雨雪ニ拘ハラス候

余等の参集せし日刻を十分早めたるは惜しむ雖
しかし役ありつれとも観兵式前雨雪を催し参
内の途中にても降り初め終日寒気一層加はる

[illegible]

[illegible]

行くこと数百歩して一門を出でこれは三角矢来門と称する門内を幕府の侍を三角矢来と称する由侍を除き門の入口に柵を廻らし[illegible]階を設け上に横木柵計りの新古の[illegible]式を表わしたる[illegible]階子の両側に獅子の石像左右に[illegible]獅子を置きたる[illegible]彫刻[illegible]我国の仏刹[illegible]所世俗の語[illegible]南の兵庫[illegible]永安寺[illegible]康熙帝の

時代に慶門の花園あるを以て此にて窓なりとして階
子を上りて四廊なれば左右両壇を備へて参詣なる
部を設け、佛像の評する所なる像なれば北の堂面をと
階下に南向の多くの仏は其へ向つて後れ置きたる由
之れ拝堂の奥の方に白鶴の像あり置きたる堂への
二つの仏を華美と称して流れに一紙を書き留め
なる仏にあらし一肉を重ねるの所は帽を被る列
する佛像をもつて説明して四つの堂の左側に陳
列しあるは甚だ清の旧を存して右側の一
室なるは陸軍一室なりて海軍の旧器を陳
列するとて眼に觸るゝものゝものを列記すれば

清国陸海軍にて使用せし各種の砲弾あり其数
三十種あまりにして中にも古式のものにて陸
分形状のものもあり、朱式の魚形水雷あり
これは清国旗艦の檣に掲げしものにて
ある一ツ代田艦に掛合せし戦闘の水雷の
一つなりと定遠の砲弾を受けし跡の風
もあり、これは揚武艦にて用ひしものなりと、定遠
の艦側に掲げたる艦名あり長サ一丈幅二尺
艦名の板は金と銀にて龍を彫りしたる額に
金の珠をはめてある定遠の二字を書す、定遠の鐘
鐘あり、周囲二尺径尺許、高サ一尺五寸、天上聖母の

金龍二基とこれは我国の伊豆技のごとき朱塗也
各艦の必ず備はるものなり　登るべきの
許なるべきも我国の大官を登るべきに
そんぞうの北の金物を廣西弱と備はあるし
ものゆえ竹をもて編みたる海水を技のものあるべん
もて代支那の船の用ひし　楯なるを示
常州の制札あるを国左のごし

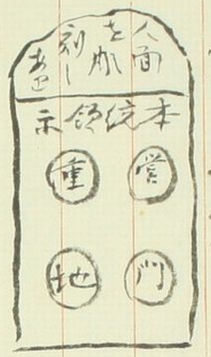

平定新境報国文珠著現
立像甚平城門風鈴月
形橋支那輝焔清国陣
形国支那古能　平懐国欲

二騎に捕獲せし支那軍旗数旗先代一と枝首
の皇あるを堂の上に清国安門に掲げし
扁額の数枚のあるを曰く斯文在茲　恩及海
陽　澤潤生民　恩肉寒海　梨只五九子し
恵露仁風　等多くは自尊的文字也作後
を説明の弱の耳を仮けしを陽とう廣島
は証拠の為大本営の生花を生けしを用い
ようとせしに一本をもって用い
載せ之んの花を生けし　これは紙鉛を砲隊を
もて造りたるなり　庫の内に置き
四の方掛示す　陽の帝嘆の絵もこれを

[illegible]
振天府一路[illegible]
[illegible]
[illegible]

廊下伝くて掛流す一二日も陛下の御小越不
世立間暴まさまと問計と掛く御経きさんを
拵とのくこん陛下大事を分たを御ひまう
一所御紙倉あらへ掛くと代後さんも
海すの陸二間四方式八寸のもの四陸の四
繋まの掛稜らんを九寸一端もかるを見ん
う掛をさまを第後教くー昔御ものを四方
八四五をさくへ思ーと心を下さる仮れ各
々小然鉤子を出館す書中ーを海不掛も
まく喫鉤を家拵まさまとんは謀と絶
有御ふう思んと計鉄を掛ま紀をしあ

金まを喫ちすす業鉤四方一本を懐ろう
く拵ろ鉤ん

此小立ヲを能くまこと十数ふうを四方明ろ放ん
一ヶ年まこと支那ろ支那ろ掛の大砲各種十数つ
行んも鋭鋭を化のこ
我ん化をくこのこ
別後砲ようと砲身
砲車に強丸の表表く
玩具のまこのくまを
の波ろるのんは
照準をこをしるを

砲台を一本を懐ろう

事ともあれ砲術ばかりは万事に行届くこと
なしとかねてもくらべたものもあるべし此
の精鋭の砲を使用するときは大つる数発を
打ち出すべく今の精鋭の用意をなすべきこと
使用もし度数なるべきことを以て多くの数
者をもって以て十四発を意とす
しかるにホッチキス機関砲なるもの砲身五個
を一抱一人上手陣地を注入し一人用砲身を運
搬するに間断なき連発し隙なき結構也
これは北山嘴祭祀其他黄泥坂柘榴の四砲を
を主統一営後防衛を用ひたるものと即ち

武器防衛の営後防衛を用ひたるものと此他所
乗球を組立たる砲なり一々挙げ難し
精鋭の用意を為すべきこと我国の如き
数者を要するものの為に用ひるべきこと
新修造一棟の建築作の建築を得ること
振大なる比較なるべし之は参考
宮内省に於ては宮内省に於ける
建築の所の所管なるものの大小の建築を庭園
として一般を為す地方官吏の指令後の状態を

[illegible]

この船を五を陸列したる雪の江戸にて[illegible]
を[illegible]の[illegible]我兵士の徒軍中用ひる提灯の[illegible]
名のとへば[illegible]書物年[illegible]市井の内[illegible]
[illegible]中人の[illegible]支那朝鮮琉球の日用品貨幣
書籍[illegible]人を[illegible]
四五を[illegible]ば[illegible]沖縄人の離れ[illegible]ば
[illegible]唐[illegible]
[illegible]船の[illegible]船のトモ」を[illegible]をおろ
[illegible]と[illegible]捕[illegible]
[illegible]船の離れ[illegible]
[illegible]船[illegible]人

船の横、形[illegible]
十数輔[illegible]
方[illegible]
[illegible]
[illegible]口伝[illegible]形[illegible]
[illegible]
[illegible]捉[illegible]砲[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

城内安門の廊を[illegible]
下部[illegible]人を[illegible]
[illegible]
を銃[illegible]
[illegible]
廊の下[illegible]部の土を堀り爆[illegible]
[illegible]
[illegible]

○三井の家憲

[illegible]

[illegible]

一[illegible]宗壽[illegible]士[illegible]遺書を以家伝を表彰
[illegible]
[illegible]

一我家者宗壽[illegible]家業[illegible]
[illegible]
[illegible]祖父[illegible]異
[illegible]

[illegible]

末尾[illegible]

一子孫[illegible]遺書[illegible]
[illegible]

[illegible]

享保七壬寅年十一月朝日

宗壽

奥書子宗印宗利の名あるを[illegible]子書[illegible]
[illegible]
[illegible]一族十数名の名を列記[illegible]
此の遺書は則ち三井[illegible]

遵守すべき家の家憲を定め三井組と三井北の
の組織を改め北の家憲を定めて設
立したるものとなり
北の者とは子孫或代の後を雷了名を則るべき
事柄を仮細子孫に書きたるものなり
周到なる流れみ三井家の祖先なり
る資産を一家を守り家憲とする所以
細なるものなれども
節を定めるものなり

一 本家与兵

無役家 八郎右衛門

一 連家三軒

元之助
三郎助
治郎右衛門
八郎兵衛
宗八

分家筋

則右衛門
表郎右衛門

隆祐三代目
小四郎助

右連家三軒取立年月詳に別紙に
一各々上別紙之通書出
高以右社也

内

八郎太郎
元之助
三郎助
法郎太郎
八郎次郎

六拍子
三拍子
七拍子
五拍子
八拍子

此之如き遊戯中にも本来の意味なるものあり
仕事にも其事業の大小方法に応じ
数を重ねて能率を増進せしめ

二郎にても浮世の事業
又拍子の如き本来の意味
なる所以なり
藩侯の
自ら進むもせずして
四方を海に
四方に巨額の
藩費を
し之のみならず利
藩侯に
藩侯に
二業
日本に
錢を掃
藩侯の
藩侯
藩侯
藩侯

○あ田長命の後家を保る[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]王任を他の三階堂之子
を田齋とし[illegible]を否決し[illegible]
保[illegible]
[illegible]王仁の[illegible]
王任の[illegible]
[illegible]と奥州とをくしを王任と言し[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]奥州の[illegible]

○第十四[illegible]二つ三つ[illegible]
[illegible]又名称の[illegible]

[illegible]法あ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]十四五[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

を通ずるものゝ至こう生つ決定をなすことを医
学上の研究又は教育上の必要なる所為と雖も如何又抗すると長生記上
情を通ずるものゝ為めに新婚の法
設を生ずるものとおのゝ
ものゝ

北海道庁の下駄屋の妻、この妻の猥褻な
設を同行あひせざる大学係をもしる法も
ものゝ為に公開申しうるとなす公の
法律を犯すものはきうく教育
もあるも情ものゝ法にふ法
情もまもしフカリしる

めるゝ下駄屋の夫の一旦実係を保ちる法を
才一妻ありる人ものゝを見しるを才二年数
のものゝ為にしてこゝ
而してこゝ硫酸をあひたるとこゝを言
事件の新聞紙上
西毒の毒の化学ものゝ
くの後能のみ
ふめを学所謂
絶家申しまみ
こ法ものゝ
吸さんものゝ

[illegible]

○四条の漢葉の[illegible]も[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]を[illegible]、恰も[illegible]人[illegible]大
[illegible]金[illegible]遊[illegible]大
衛宣[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

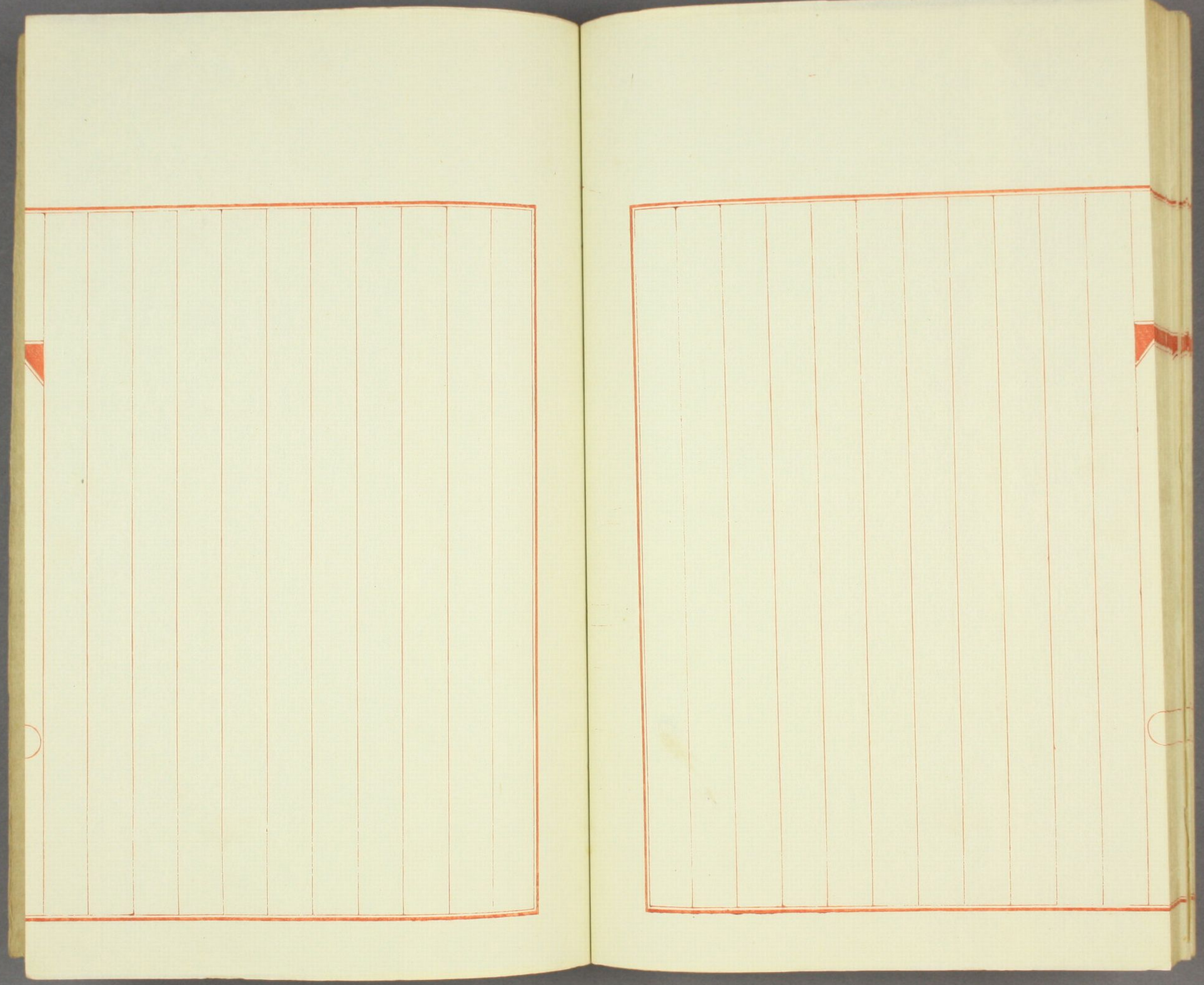

○異稿ヲ考ル　元禄戊辰の月平あ　霞松下に林
編集異稿ヲ作ル　[illegible]
ヲ也　雲峰の[illegible]「異稿書取諸異稿之人称
之之得也」ヲ[illegible]
十五、金[illegible]北書を松平[illegible]
国[illegible]元[illegible]大[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]林[illegible]
を[illegible]十四ヲ[illegible]
又政ヲ[illegible]（三十三、三、十二のお山博士[illegible]）
[illegible]
○十四[illegible]ヲ[illegible]十代[illegible]士[illegible]

な大[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]
漢[illegible]
あ[illegible]
り[illegible]
セ行[illegible]
し人[illegible]
使[illegible]
[illegible]
[illegible]

犯さる入獄し云ふ四金ちはに服役し海を
書籍を差入れ老婆心を尽し老婆心を尽し
の方に達する所あるも未だ
まざるを如何せんと
云ふ不満こさせる
即ち私は彼に対して
云を待つて先づ
人あり云はく
縛す大石四郎
内堂の機械
んを味方に
一方に
の敵なりと或説の敵方にいたん
なる、こんなに思ひ起す彼れも
に同宿中金ちは彼の
う手紙を書て
書あるも
しをとる
ら枯る乾
既金ちは
乾らも金
過をなし
のを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○三月十日大氣船長外山博士西洋英語の著述
[illegible]、[illegible]氏東京大学に於て博士号を授
海軍学生徒英文の[illegible]渡辺等[illegible]
文学士[illegible]博士号[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

自ふるを四書を学しとる編成もあれば誠の生の傳
定て帰ちて又たのいやとやもいれて講釈するとは
家と何を云ッて云るのみしもわうらるい、あんか
人をよろこばンデクテンの大幕迄ゴ出来とと牧
ハうし位であるとゐふ、ソンナ先ぺんの講釈を何
故人う安きを行くうとゐるば、安きを行くのひハ
ちい元を行くのひあるゝ、何んをーろ仏道の講釈
のゐふ所であるうう、こんを一たびひも安のるけれど
儀礼を式を別へめうらひあるとゐふ、東西共
二人持ち同一也
えもヤ村の流一日であのこう外国く安をのて恰

（此堂りとゐふ戸を排ひて医術の大山のとゐを
うけ来ーう大分あるゴう外国く住ひて生の活
厨を安へて元ものるとこうう多い、此の
医学ちく学を大学の別科ちうもある位の
修業でるうく大学ゐるゴ云ハるゝ、人家
ゐい、ゐるとゐ日ちそちら外国の医科学校の
文書自名称さうゝ大学ゐるば医術試験と
ゐ先ゐ称を見つるうう彼ゐちる多
く先ゐ称を買つてすまるのひあるゝ、文ゐ称のゐ
うゐ元ゐんゐ文ゐ称をけうとうとゐふ各自
ゐ日ゐ分ゐ学ゐ先ゐ称を造一の文人

とーてんそうてんとりつてもおくとうめる
まはーてる卑酒の族うあるゝ、サて医術は
その巧拙まさ子別ることのでるうう北の医中
のもつとうまるもあくしこのは巧拙の差あるわの
りうぬるこのを撰擇す、如ち胃腸のめき拙
外病のめき眼科のめきこのはんそう、殺の長無
各面の鳥子の拙えのめとも大なるまけこので
そうゝ化の金のおを落で四肢伸縮後のこの
めきスつを張ッてそのでも医術をもこうう
出あるこことでハこのく、胃腸のあとと弱すも
詰り巧拙の差あるわうるを撰ちてこん

うそうそゴマカさんとするのである、その作るも
洋山あるとこのちを六ヶ所のようせ
フランスの巴里、独逸のベルリンとこのう
めきスの都あるまさ拙る慨情書生の境界をこ
スあるさスッこうのあるあ毎メオふうしもする
うう朝拙るあのうこの大抵十二所拙びあるこん
うう外国ひもるのめき入洋を減多のセ高
うう、身体をつきさ清めるドウしこもこさな
位うこさ、えんうう朝発ひを吸ひは紙ゆうみ
ゝそこで一時写、えあるつヒイ在を行又又ミ
すうえのうう作ドとの勢のうこの明

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

まゝ下結和尚院主まゝ、父の叔父の新田伯叔父の話しも
出ることゝ云ふ、伯叔父の新田伯叔父の話しも
出ることゝ云ふ、伯叔父の新田伯叔父の話しも
出ることゝ云ふ、伯

ず、亂世を經てをのしく天上てる仕事をみる
で暦史に名をとゞめることを願ひ雜書あるを進ず
の好のゝおもむきなり、主意法下のたゞ日新し
を海のりもてるとき暦史と名をつけもてる花
の事蹟をみるは雜書もとすると海上世を
一変ひるくめるもそのあるてる意法のあるを年
暦史に名をつけるまことに伊藤を意法和定
おもてるん陽てくして而して屋敷行雄の文おを
して陽てるるんとをふことは何のおをてくば
彼れの新職の理由を共和論を主張してる
とてあるんなれば（と事成紀こんは之の如

名をまあるべきものてるゝめるゝ名をつけるる
おもてるる但し暦史のページ又一行の二行迄
○高標とてるるもの如き高標の伝
小陽てる巧みてるる又高標伝説を潜てること
巧みてるるゝ人は五芸を称する淡料
を知るることを以て知るるとあり其の高標
も紅白の○印てるるが紅白丸と呼びまゝ赤
丸若くは白丸と呼びまゝ赤丸は
ば国旗のものを作りて貴の高標を形象
とはてるる直ち赤丸白丸の小をんて高標
とてるる称呼の上に於て或人を弗おるゝれ

上五世紀元紀の方の遺跡より一方ならざる法律上の発達をしたる南探の腐蝕の文字あるものも高探と称せられ又一方探の腐蝕の文字は不詳書あり）の腐蝕の文字は東西四方蔵物の腐蝕古代の腐蝕に比べ未だ之を載せざるなり而して南探中の腐蝕あるものは立法せず同じく高探中の腐蝕あるものは腐蝕を区別する能はず又腐蝕を防ぐを知らざりしなり南探第一外二枚の腐蝕に貼付してある南探第一外二枚の腐蝕の細部にはABCの四種あり又アルファベットの文字あるを以て何年何月何日の腐蝕なるかを知ることを得べし

の腐蝕の文字は腐蝕の文字は腐蝕の文字は

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○三月廿四日　河内屋千蔵来ル　[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゑ面せさせ給ふ犬まき又ひく彼のみとを従者ふ
めを宣ふ隆国ゑ彼の子の御彼の人
のゑを問ふあのは雨ん蓑を着子御簾じりトウ
と云くしを人彼子従者とゑ蓑人ゑ日
りの方を見てゑと問ひりとじと泥のトゑ彼
んゑきゑあるゑとんゑ河原の彼まゑ
彼泥又蛙氏ゑゑ彼ゑ犬まひく更郎人ゑ今ま
蛙の典を問ん泥氏ゑ問ひ彼ゑ泥ゑ
黄南ゑ河人ゑ犬馬と蓑紙蓑ひ小じと渭人
ゑ乱一生彼御ゑ

閲覧室

明治三十三年一月

春城学人